

令和5年度

仕 様 書

委託業務名 白石清掃工場 草刈業務

札幌市環境局環境事業部 白石清掃工場

設計主任 技術職員 宇野 友貴  
令和5年4月

札 幌 市

# 仕 様 書

## 1 業務名

白石清掃工場草刈業務

## 2 業務内容

### (1) 業務場所

札幌市白石区東米里 2170 番 1

札幌市白石清掃工場

(管理棟・工場棟・灰処理棟・清掃事務所・憩いの広場・雨水調整池等)

### (2) 業務概要

工場敷地内における草刈、集草、運搬等を行う。

## 3 業務委託期間

契約の日から令和 5 年 11 月 30 日迄とする。

## 4 業務内容

管理棟周辺	160 m <sup>2</sup>
工場棟周辺	5,861 m <sup>2</sup>
灰処理棟周辺	989 m <sup>2</sup>
憩いの広場周辺	17,143 m <sup>2</sup>
白石清掃事務所周辺	2,243 m <sup>2</sup>
雨水調整池周辺	5,303 m <sup>2</sup>
道路沿い (2ヶ所)	1,301 m <sup>2</sup>

上記に示された地区 33,000 m<sup>2</sup>を担当職員の指示により業務期間内に 2 回行なう。

草刈時期は概ね、6 月中旬及び 10 月中旬とする。

作業には、「肩掛式」・「ハンドガイド式」を使用するものとし、「肩掛式」は主に管理棟工場棟・灰処理棟・清掃事務所で「ハンドガイド式」は主に憩いの広場・雨水調整池で使用するものとする。

また、集積した草については、構内数カ所に一旦集積し、乾燥させた後、パッカー車またはダンプトラックにて当工場ごみピットに搬入すること。

- (1) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- (2) 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。
- (3) 作業報告書については、事前・完了後の写真を添付し委託者の承認を得ること。

- (4) 作業時間は、9時00分～17時00分迄とし、原則、土・日曜日は休日とするが作業の進捗により判断する。集積した草の搬入は9時00分～16時00分迄とする。
- (5) 作業に伴う水、電気は当市が支給するものとする。
- (6) 業務中または業務終了後、受託者の責任により生じた、故障・破損及び事故等は受託者の責任により処理すること。

## 5 提出図書

- |              |    |       |
|--------------|----|-------|
| (1) 業務着手届    | 1部 | 着手と同時 |
| (2) 業務責任者選任届 | 1部 | 〃     |
| (3) 業務日程表    | 1部 | 〃     |
| (4) 業務完了届    | 1部 | 完了と同時 |
| (5) 業務写真     | 1部 | 〃     |
| (6) 作業報告書    | 1部 | 〃     |

## 6 環境負荷の低減

- (1) 受託者は本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務の履行において使用する機材・用品等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (3) 喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

## 7 業務における新型コロナウイルスの感染予防対策について

- (1) 業務に当たっては、消毒液による手指消毒や手洗いなど、感染予防の対応を徹底するとともに、毎朝晩の検温など業務従事者の健康管理に留意すること。
- (2) 業務従事者にコロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。特に現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更された以降の感染予防対策については、状況に応じて委託者と協議すること。

## 8 その他

- (1) 業務の遂行にあつては、委託者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず報告のうえ指示を受けること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議しその指示に従うこと。